

## 令和7年嵐山町農業委員会 第3回総会議事録

### 1. 開催日時

令和7年3月26日（水）午前10時30分～午前11時00分

### 2. 開催場所

嵐山町役場 町民ホール

### 3. 出席委員（出席者8名）

第1番 瀬山 和令 第2番 金井 敏隆 第3番 内田 公生 第4番 内田 久子

第5番 安藤 紀子 第6番 杉田 健一 第7番 青木 美恵子 第8番 杉田 哲

### 4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第6 議案第10号 嵐山町農用地利用集積等促進計画について

### 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 寧

事務局次長 内田 雅幸

主 事 高田 遼太郎

議長 ( 総会招集あいさつ )

議長 それでは、総会を始めたいと思います。

ただいまの出席委員は8名であります。

嵐山町農業委員会 会議規則第6条の規定による、  
定足数に達しております。

議長 よって、令和7年嵐山町農業委員会第3回総会は成  
立しました。

これより開会します。

議長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議席番号 第3 内田 公生 委員

議席番号 第4 内田 久子 委員

議席番号 第5 安藤 紀子 委員

議長 以上、3委員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定を議題とします。  
会期は、本日一日限りとしたいと思います。  
これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日一日限りと決定しました。

議長

日程第3 諸般の報告をします。  
初めに、農業委員会第3回総会に提出されました議案について、報告します。議案第8・9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について2件、議案第10号 嵐山町農用地利用集積等促進計画について1件、合計3件です。

議長

次に、提出議案一覧表及び議事日程は、すでにお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

議長 以上で、報告を終わります。

議長 続きまして、日程第4 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

事務局 申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇△△△番△外△筆、地目：畑、総面積：1,272㎡です。

事務局 譲受人は、株式会社〇〇〇〇〇 代表取締役 氏名A氏です。

事務局 譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△番地△氏名B氏です。

事務局 転用目的は、駐車場です。

事務局

申請者は、工場敷地内に来客者用駐車場3台、従業員用駐車場8台分のスペースしかなく、工場から近い宅地の一部を借入れ、対応してきましたが、それでも足りず、工場内の駐車スペース外に駐車している状況です。それにより工場内も手狭となり、安全面でも苦慮しているとのことで、いくつかの候補地から当該農地を選定し、申請に至ったとのことです。

事務局

それでは、埼玉県知事に進達する意見書の許可基準に沿った、説明をさせていただきます。

事務局

工事計画：許可日から令和7年6月30日までです。

事務局

農地区分：当該農地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に該当します。

事務局 資力及び信用：申請者は過去に違反転用はなく、資金調達計画書や残高証明書が添付されているため、問題ないと思われます。

事務局 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無：申請地には抵当権がついておりますが、抵当権者からの転用の同意書が添付されているため、問題ないと思われます。

事務局 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性：許可後、すぐに着工し、遅滞なく行われると思われます。

事務局 計画面積の妥当性：必要最低限の面積を許可基準としております。周辺の状況等を考えたなかで、やむを得ないと考えます。

事務局 周辺の農地等に係る営農条件や総合的利用への支障の有無：隣接農地への営農条件や総合的な利用に支障はないと思われます。

事務局

尚、行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み、農地以外の土地の利用の見込み、宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性、一時転用である場合にはその妥当性、法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については全て該当しません。以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長

どうぞ。

(質疑なし)

議長

質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、現地調査をしておりますので、その報告を第1班安藤委員、お願いします。

安藤委員 議案第 8 号について、調査報告をいたします。3 月 19 日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりました。周辺農地に影響はなく、許可妥当と判断いたします。以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について採決します。

議長 本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、許可意見を付して埼玉県知事に進達することに決定しました。

議長 続きまして、日程第 5 議案第 9 号 農地法第 5 条

議長 第1項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

事務局 申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇△△△△番△、地目：畑、面積：335㎡です。

事務局 譲受人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△△番地△氏名C氏です。

事務局 譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△△番地△氏名D氏です。

事務局 転用目的は、自己用住宅です。

事務局 申請者は現在、実家に両親とともに暮らしており、子供の成長からだんだん手狭になり、将来のことを考

事務局 え、住宅の建築の計画を立てたとのこと。嵐山町内で永住を希望しておりますが、申請者が所有する土地はなく、土地の選定について父に相談をしたところ、所有する土地から選んでいいと助言をいただき、その中のいくつかの候補地から当該農地を選定し、申請に至ったとのこと。

事務局 それでは、埼玉県知事に進達する意見書の許可基準に沿った、説明をさせていただきます。

事務局 工事計画：許可日から令和7年12月25日までです。

事務局 農地区分：当該農地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に該当します。

事務局 資力及び信用：申請者は過去に違反転用はなく、資金調達計画書や住宅ローンの事前審査承認が添付さ

事務局 れているため、問題ないと思われます。

事務局 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性：許可後、すぐに着工し、遅滞なく行われると思われます。

事務局 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み：令和7年3月10日付でまちづくり整備課へ開発許可申請がされており、許可見込みとのことですので、問題ないと思われます。

事務局 計画面積の妥当性：必要最低限の面積を許可基準としております。周辺の状況等を考えたなかで、やむを得ないと考えます。

事務局 周辺の農地等に係る営農条件や総合的利用への支障の有無：隣接農地への営農条件や総合的な利用に支障はないと思われます。

事務局 尚、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の

事務局 有無、農地以外の土地の利用の見込み、宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性、一時転用である場合にはその妥当性、法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については全て該当しません。以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長 どうぞ。

(質疑なし)

議長 質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、現地調査をしておりますので、その報告を第4班金井委員、お願いします。

金井委員 議案第9号について、調査報告をいたします。3月19日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりま

金井委員 した。周辺農地に影響はなく、許可妥当と判断いたします。以上です。

議長 ありがとうございます。  
それでは、議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について採決します。

議長 本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可意見を付して埼玉県知事に進達することに決定しました。

議長 続きまして、日程第6 議案第10号 嵐山町農用地利用集積等促進計画についての件を議題とします。  
嵐山町長より、この件について、意見を求められており

議長 ます。本案について、農政課から説明をお願いします。

農政課長 議案第10号 嵐山町農用地利用集積等促進計画  
について、説明いたします。

農政課長 農地の貸し借りについては、従来ですと、利用権設定  
(農用地利用集積計画)、中間管理事業(農用地利用  
配分計画)、農地法3条の3本立てとなっておりました  
が、令和7年4月1日以降は利用権設定が中間管理  
事業と統合され、中間管理事業と農地法3条の2本立  
てとなります。なお、今後の名称としては、「農用地  
利用集積等促進計画」となります。

農政課長 また、本議案については、令和7年6月1日から契  
約が開始される分となっており、事務処理上、契約始  
期の3ヶ月前の総会審議となります。

農政課長 それでは、内容について、説明いたします。  
(説明)

議長                    ありがとうございます。ただいまの農政課長の説明  
について、質疑を行います。

議長                    どうぞ  
(質疑なし)

議長                    質疑を打ち切ります。

議長                    これより、議案第10号 嵐山町農用地利用集積等  
促進について採決します。本案を承認することに賛成  
の委員の挙手を求めます。

議長                    挙手 全員

議長                    よって、議案第10号 嵐山町農用地利用集積等促  
進については、原案のとおり承認し、嵐山町長に回答  
することに決定しました。

議長

これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長

以上をもちまして、令和7年嵐山町農業委員会第3回総会を閉会します。

議長

お疲れ様でした。

上記会議のてん末に相違ないことを証するため、議長及び委員の署名をする。

議 長

杉田 哲

---

委 員

内田 公生

---

委 員

内田 久子

---

委 員

安藤 紀子

---